

医政発 0813 第 1 号
令和 7 年 8 月 13 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示を改正する件」の告示について（通知）

言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示を改正する件（令和 7 年厚生労働省告示 212 号）については、別紙のとおり告示され、令和 7 年 7 月 30 日から適用されることとなりました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 号及び第 3 号では、大学、高等専門学校等において一定期間修業し、厚生労働大臣が指定する科目を修めた者、法第 33 条第 4 号では、厚生労働大臣の指定する科目を修めて大学を卒業した者でなければ言語聴覚士国家試験を受けることができないと定めており、それぞれ、言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成 10 年厚生省告示第 225 号）、言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成 10 年厚生省告示第 226 号）、言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成 10 年厚生省告示第 227 号）において当該修めるべき科目を規定している。
- 令和 6 年 3 月 29 日に言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号）の改正によって学校及び養成所の教育内容が改められたことに伴い、言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 134 号。以

下「改正告示」という。)によって、告示で規定されている科目も改正され、新国家試験が実施される令和9年度に合わせ、改正告示の適用日は令和9年4月1日とされた。

- そのため、令和9年4月1日以前は大学等が改正告示に基づいた教育をする義務は発生しないところ、改正告示の適用年度以前に大学等において改正前の告示に規定する科目を履修していた者が、令和9年度の新国家試験の受験に際して支障をきたすことがないよう経過措置を設ける改正を行う。

第2 制定の内容

- 令和7年4月1日までに大学等において、改正前の科目を修得中及び既に修得した者に対し経過措置を設ける。(第2条関係)
- 令和8年4月1日までに大学において、改正前の科目を修得中及び既に修得した者に対し経過措置を設ける。(第3条関係)

第3 適用期日

- 適用期日：告示日

以上

〃	第153回	1,816,170,000円	1,807,848,589円
〃	第154回	1,394,700,000円	1,388,476,481円
〃	第155回	7,552,680,000円	7,519,579,179円
〃	第156回	1,593,060,000円	1,586,205,240円
〃	第157回	910,010,000円	906,130,549円
〃	第158回	974,710,000円	969,991,713円
〃	第159回	1,389,680,000円	1,383,312,750円
〃	第160回	841,790,000円	838,033,717円
〃	第161回	1,712,910,000円	1,705,403,007円
〃	第162回	1,178,050,000円	1,172,980,994円
〃	第163回	1,373,350,000円	1,367,485,313円
〃	第164回	1,697,290,000円	1,689,087,961円
〃	第165回	3,776,600,000円	3,759,296,156円
〃	第166回	1,309,370,000円	1,303,527,231円
〃	第167回	1,662,520,000円	1,655,233,858円
〃	第168回	1,147,460,000円	1,142,522,634円
〃	第169回	2,764,040,000円	2,752,256,627円
〃	第170回	2,736,670,000円	2,723,436,057円
〃	第171回	11,000,000円	10,933,845円
〃	第172回	30,100,000円	29,928,103円
〃	第173回	250,000円	248,787円
〃	第175回	7,200,000円	7,175,701円
〃	第176回	1,000,000円	997,333円
〃	第177回	36,000,000円	35,885,137円
〃	第182回	108,340,000円	108,332,981円
計		110,241,630,900円	109,843,158,683円

〇厚生労働省告示第二百一十二号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第二号から第四号までの規定に基づき、言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第百三十四号）を次の表の通りに改正する。

令和七年七月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	附則 （適用期日） 第一条 この告示は、令和九年四月一日から適用する。 （経過措置） 第二条 令和七年四月一日までに、言語聴覚士法第三十三条第二号又は第三号の規定に基づき、この告示による改正前の言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目又は言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に掲げる科目を修得中の者又は既に修得した者については、なお従前の例によることができる。 第三条 令和八年四月一日までに、言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき、この告示による改正前の言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に掲げる科目を修得中の者又は既に修得した者については、なお従前の例によることができる。	改正前	附則 この告示は、令和九年四月一日から適用する。 （新設）
-----	--	-----	-------------------------------------

〇経済産業省告示第百十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第百六十四号）第一条第五項第四号の規定に基づき、同法の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年七月三十日

経済産業大臣 武藤 容治

災害名	地域	指定の期間
トカラ列島近海を震源とする地震	鹿児島県 鹿児島郡十島村	令和七年七月三日から令和七年十月二十九日まで

〇国土交通省告示第七百七十号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第九条の七の規定により、同規則第九条第一号イに規定する登録実務講習を行う機関である合同会社FIRST P ATHから登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同規則第九条の十七第二号の規定により、次のとおり公示する。

令和七年七月三十日

国土交通大臣 中野 洋昌

登録実務講習事務を行う事務所の所在地	
変更前	熊本県熊本市中央区黒髪三丁目九十一
変更後	熊本県熊本市北区弓削五丁目三十一六六一〇二一

二 変更の年月日 令和七年七月十日